

県外出身の寄宿舍生の冬期休業中の帰省及び 帰寮にあたっての対応について

1 冬期休業中の帰省にあたっての対応について

自宅等に帰省する生徒は、これまでどおり、移動中や自宅等での生活において、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策の徹底を図ること。

2 帰寮にあたっての対応について（県立学校運営ガイドラインで示している内容）

- ① 帰寮の前に、生徒本人の健康状況など問題がないことを電話等で確認すること。
- ② 体調の不良を訴えた場合は、当面帰寮を見合わせ、自宅等での待機を要請すること。
- ③ 生徒の健康状況などに特に問題がない場合は、そのまま帰寮させるが、帰寮後の一定期間（14日間程度）を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温と記録、風邪症状の確認等について、教職員が直接生徒に確認するなどの徹底した健康観察を実施すること。
- ④ 県外からの帰寮に際して、保護者や生徒から、新型コロナウイルス感染症対策の観点により他の寄宿舍生と離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合は、近隣の宿泊施設等を確保し、帰寮後の一定期間、そこで滞在させること。その場合の宿泊経費は県費負担（但し、食費は自己負担）とすること。

3 留意事項

帰省先の自宅等で生徒の同居家族等が新型コロナウイルスに感染し、保健所から指導等を受けているなど、帰寮の判断に迷う場合は学校企画課に連絡すること。